

2022年1月20日

県立高校長は、PTA会計の業務担当を、団体（PTA等）から、会計事務の委託を受けた場合について、返上すること等を求める請願

住所

請願人 行政を考える住民の会  
事務局 宮崎邦彦



## 1 請願の趣旨 経過

- ① 県立高 元事務長 1686 万円着服（2021年11月20日 朝日新聞 資料1）報道される。
- ② 生活費や家族旅行などでできた借金の返済に充てていたという。とある。
- ③ その後、県教委への質問で、県教委の回答（資料2）は、事務職員がPTA 会計の業務を行う理由について、  
回答の2にある、事務職が、PTA 会計の業務を行う理由についての、根拠として、学校教育法、地方公務員法をあげているが、そもそも、PTAは任意団体であり、会計担当者に事務職が、会則等に、当初から組み込まれていたなら、本人の意思確認なく、強制的な入会ということになり、法律違反である。法律に反するようなことでも、職務命令は聞かなければならないという判例もあるかもしれないが、あくまでも緊急性等がある場合であり、本件においては、まずは、会計担当者は、入会承諾の会員の中から選ばれなければならない。手順に問題があり、本件事務長が、なぜPTA会計の業務を行っていたのか不明である。  
そしてなぜ、PTA会計のお金を、着服したのかその背景、心境、について全く不明であるといえる。家族の等の、理由が報道されているが、それはあくまで表面的な理由にすぎないことであるといえる。
- ④ 仮に、借金をしていたから、着服したということが理由としたら、借金をしている人に、管理職は、配慮する、（着服していませんか）ことが求められるということになる。
- ⑤ これまで、学校名は上げないが、記憶している範囲で、一宮、半田、高浜、の高校で、事務職による、PTAのお金の問題があった。
- ⑥ 再発防止等（資料3）というなら、これまで起きた事案についてその背景、理由、問題点等の検証が、今回なされていないのか、疑問である。どこにも発表されていない。  
これまでの事案について、どのような検討がなされなぜ今回又起きたのかなどが明確にされていないということである。もしかしたらまった

く見直し等されていないのかと疑問すらもつ。

事務職の人が、退職近くなって、着服等ということで、犯罪、返金のための、借金等を背負うようなことになったのか、明確にしておかないとまさにPTA会計業務で「人財が壊された」ということになっているとも言って過言ではないということである。

- ⑦ 出来ることなら、PTA会計業務を、機械的に、事務職に分担させることを停止等することを考えてもらいたい。ということで今回の請願に至った。
- ⑧ PTA会員の中には、会計専門の方、又は堪能な方、がいることは想像できるゆえに、まずはそれらの方をお願いすることが先決であるといえる。
- ⑨ これまで問題があったPTA組織（とりあえずは4地区）については、教育委員会の反省等を込めて、事務職員による会計業務は返上させるということが妥当ではないかといえる。

追記 事務職員も働き方改革の対象者である。任意団体の業務を、外すことはあっても、押し付けていい理由はないはずである。

## 2 請願事項

- ① 犬山高校PTA会計業務は、学校長が、団体からの会計事務の委任を返上すること。まずは、校長は、PTA 会員による会計業務（事務職員でない）に取り組むこと。
- ② これまで起きた 一宮、半田、高浜、犬山の、それぞれの地域で起きた、事務職における、会計の問題点について、事案のきっかけ、理由、背景、踏み外した心境等を検証すること。
- ③ 前記4区の学校についても、事務職員のPTA会計の業務を返上すること。
- ④ 今後は、PTA会計業務を、機械的に、事務職に負わせない取り組みをすること

## 添付資料

資料1 朝日新聞 2021年11月20日

資料2 愛知県教育員会 2021年12月27日付 回答

資料3 2021年11月19日 記者資料

口頭意見陳述希望